

○財務省告示第二百七十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年七月十日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年八月十一日  
財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第二  
回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び特別  
の法律及びそ  
の  
条  
項  
会  
計  
に  
関  
す  
る  
法  
律  
（  
平  
成  
十  
九  
年  
法  
律  
第  
二  
十  
三  
号  
）  
第  
四  
十  
六  
条  
第  
一  
項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 利回り競争に付して行われる  
入札（以下「利回り競争入札」と  
いう。）による発行（以下「利  
回り競争入札発行」という。）及  
び利回り競争入札の募入の決定  
をした後に行われる入札であつ  
て、財務大臣が各国債市場特別  
参加者ごとに応募限度額を定め  
るものによる発行（以下「国債  
市場特別参加者・第II非価格競  
争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法



十	十	十	十	九	八			
三	二	一						
			発					
			行	振	最			
			行	替	低	争	非	
			価	単	額	入	価	
			格	位	面	札	格	
			日		金	発	競	

五万円

(一) 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十一年七月十日  
 額面金額百円につき九十八円五  
 十銭・二パーセント  
 は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加え、次の算  
 式により算出した金額を第二  
 十号に規定する期日に払い込  
 むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 22}{100} \times \frac{112}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額

十四 初期利子

に当該非居住者又は外国法人  
が適用を受ける所得税の税率  
を乗じた金額を控除すること  
ができる。

平成二十一年九月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。

十六 償還金額

平成六十一年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行

十八 払込期日

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十一年七月十日